

(照会者説明書)

相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会について

広島家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票除票又は戸籍附票などで確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱います。

2 照会することができる方

(1) 相続人

照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。

(2) 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

3 照会手数料

照会手数料は不要です。

4 照会手順

(1) 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の受理の有無についての照会書」及び「相続人目録」を利用するなどして必要事項を記入し、管轄区域に応じた裁判所に送付してください。

照会に当たっては、照会対象者（回答を求める相続人）を「相続人目録」により特定してください。この特定がない場合は回答できませんのでご注意ください。

照会対象者の氏名のほか、被相続人の氏名、死亡時の最後の住所及び死亡年

月日は、必ず戸籍（日本国籍を有しない場合には住民票等）の記載どおり正確に記入してください（戸籍の記載どおり正確に記入されていない場合には、人物の同一性が確認できないため相続放棄等の申述の受理がないものとして取り扱います。）。なお、照会対象者の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には、旧姓等も必ず記載してください。

(2) 照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として次のとおりですが、このほかに追加資料が必要な場合には、別途お知らせします。

なお、住民票等の添付資料は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

ア 相続人が照会者の場合

- (ア) 被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）のコピー
（住民票除票に代えて戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可）

これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、被相続人の最後の住所地に関する事情説明を記載した書面

- (イ) 照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等）のコピー

- (ウ) 照会者が当該相続人本人であることが確認できる公的書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）のコピー

- (エ) 宛先を記入し郵便切手を貼付した返信用封筒

※重量超過で料金が不足する場合は、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

イ 利害関係人（債権者等）が照会者の場合

- (ア) 照会者の資格証明資料

- a 法人のとき

照会者が当該法人の代表者（登記されている支配人も可）であるこ

とを確認できる代表者事項証明書等のコピー

※ 銀行等の支店長名による照会は、登記されている支配人でない限りできません。

b 個人のと看

利害関係人本人であることを確認できる公的書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）のコピー

(イ) 利害関係疎明資料

利害関係の内容、利害関係人の住所及び氏名、被相続人の住所、氏名及び生年月日を確認できる契約書、不動産登記事項証明書、判決書等、利害関係を疎明する資料のコピー（契約書等だけでは利害関係を把握できない場合には、利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

(ウ) 被相続人情報確認資料

被相続人の最後の住所地の住民票除票（本籍記載のもの）のコピー（住民票除票に代えて戸籍附票及び除籍謄本のコピーでも可）

これらの書類が保存期間の経過等により取得できない場合には、被相続人の最後の住所地に関する事情説明書

(エ) 債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係人から債権回収の委託を受けた者である場合には、利害関係人から照会者への委託を確認できる証明書の原本又は委託に関する契約書等のコピー

(オ) 宛先・宛名（代表者宛てではなく支社、支店又は営業所等宛てでも可）を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒

※重量超過で料金が不足する場合は、不足料金受取人払いで送付させていただきます。

ウ 代理人弁護士が照会者の場合

被相続人に対する利害関係人（債権者等）から委任された弁護士である

場合には、ア又はイの所要の資料のほか委任状の原本

※弁護士以外の方は代理人にはなれません。

5 再照会の場合の添付資料

相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会に対する回答から1年以内に被相続人に対する同一の利害関係に基づいて再び照会を行う場合には、前回の回答書のコピーを添付すれば、4の(2)記載の添付資料等（返信用封筒を除く。）を省略できます。

なお、照会者に関して変動があった場合（名称、代表者、住所の変更等）には、当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

6 相続放棄等の申述受理証明書の申請

相続放棄等の申述受理証明書の発行に当たっては、更に添付資料が必要となる場合があります。また、相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会と異なり、手数料（1件について収入印紙150円）が必要です。

なお、相続放棄等の申述受理証明書の申請に先立って相続放棄・限定承認の申述の受理の有無の照会を行っている場合には、回答書の写しも添付してください。